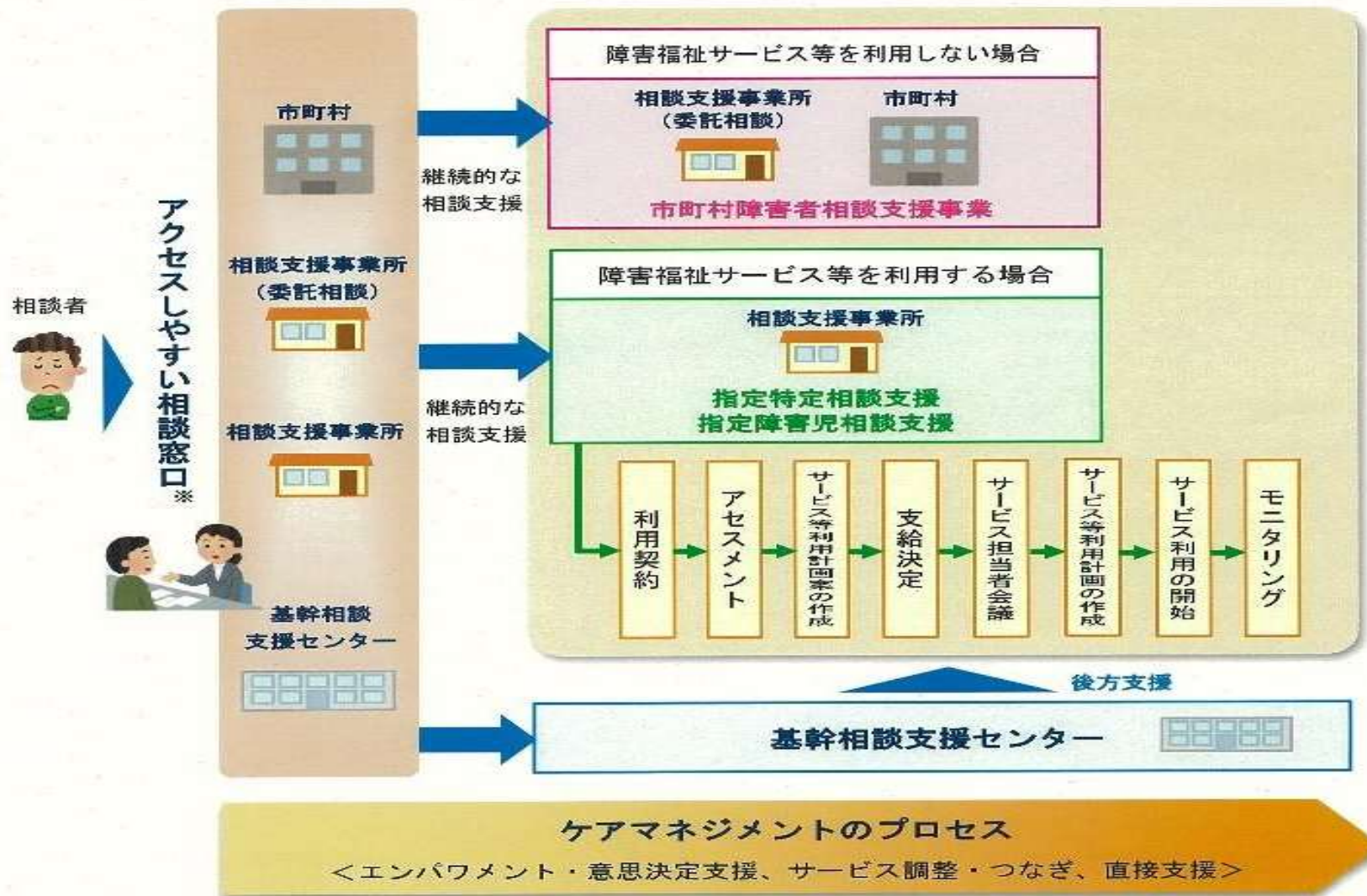


令和6年度 備前圏域相談支援 事業者に対する集団指導

令和7年3月24日(月)
赤磐市社会福祉課

図 I - 2 相談支援の流れ



相談支援業務に関する手引き（令和6年3月 厚生労働省）より

1. 計画作成手順と報酬

利用者	相談支援事業所	留意点	報酬・加算
利用申込み	事業所で協議	正当な理由なく拒んではならない。 (基準省令 第7条) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者に係る利用者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。	

※相談支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定特定（障害児）相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

1. 計画作成手順と報酬

利用者	相談支援事業所	留意点	報酬・加算
契約書、重要事項の説明を受け、同意のうえ署名	契約書・重要事項（説明、交付） 契約内容報告書を市町へ提出	・説明者氏名 ・日にち ・同意者氏名 ＜記載事項＞（基準省令 第5条第1項） ①事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②事業の経営者が提供する指定特定（障害児）相談支援の内容 ③指定特定（障害児）相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 ④提供開始年月日 ⑤苦情を受け付けるための窓口	
相談支援利用申請（市町へ）			

1. 計画作成手順と報酬

利用者	相談支援事業所	留意点	報酬・加算
情報提供 要望	アセスメント	（基準省令 第15条第2項第5～7号） ・利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行わなければならない。 ・利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 ・利用者の居宅等を訪問し、利用者又はその家族に面接しなければならない。この場合において、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得なければならない。	

1. 計画作成手順と報酬

利用者	相談支援事業所	留意点	報酬・加算
説明を受け 同意（署名等）	サービス等利用 計画案・障害児 支援利用計画案 の作成 説明・交付 市町へ提出	・アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成しなければならない。（基準省令 第15条第2項第8号） ・福祉サービス等について、対象となるかどうかを区分した上で、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。（基準省令 第15条第2項第10号） ・利用者等に交付しなければならない。（基準省令 第15条第2項第11号）	

1. 計画作成手順と報酬

利用者	相談支援事業所	留意点	報酬・加算
	サービス担当者会議	（基準省令 第15条第2項第12～13号） ・ 指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議を招集して行う会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。 ・ 内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。 ・ 会議等の記録は、5年間保存しなければならない。（基準第30条第2項）	※サービス担当者会議実施加算の留意事項 （基準第15条第2項第12号） サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 継続サービス利用支援費（モニタリング費）とのセットで算定が必要です。 注）計画案→支給決定→サービス担当者会議→本計画作成の流れでは算定できません。

1. 計画作成手順と報酬

利用者	相談支援事業所	留意点	報酬・加算
説明を受け 同意（署名等）	本計画作成 説明・交付 市へ提出	・サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。（基準省令 第15条第2項第14号） ・当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する ・サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。（基準第30条第2項）	計画相談支援費・障害児相談支援費 （計画作成費） 本計画を作成し、利用者から 同意を得た時点で計画作成費が発生 します。 計画案の段階や、同意を得る前に利用者が亡くなった場合等も算定できません。

1. 計画作成手順と報酬

利用者	相談支援事業所	留意点	報酬・加算
説明を受け 同意（署名等）	モニタリング （訪問） 説明・交付	・サービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。（基準省令 第15条第3項第1号） ・期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。（基準省令 第15条第3項第2号） ・各担当者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。（基準第30条第2項）	・継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費（モニタリング費） ※サービス提供時モニタリング加算の留意事項 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するもの

2. 基本報酬を算定しない月に請求できる加算

- 利用者負担上限額管理加算
- 入院時情報連携加算
- 居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援）
- 保育・教育等移行支援加算（障害児相談支援）
- 集中支援加算 ※2 基本報酬と同月に算定不可
- サービス提供時モニタリング加算
- 地域生活支援拠点等相談強化加算
- 地域体制強化共同支援加算
- 遠隔地訪問加算 ※3 対象の加算を算定している場合のみ算定可

※1 「訪問」及び「会議参加」
の場合、基本報酬と
同月に算定不可

3. 事業所変更の場合の請求

- 通常（モニタリング→計画作成）の事業所変更の場合

変更前の事業所は継続サービス利用支援（モニタリング）を行い、引継ぐ（**モニタリング費の算定はできません**）

変更後の事業所はサービス利用支援（計画作成）を行い、利用者の**同意**を得て、**計画相談支援費・障害児相談支援費（計画作成費）を算定できます。**

- 支給決定市町村が変わる場合

転出、転入の伴い、支給決定市町村が変わる場合は、同一月で、モニタリング→計画作成であっても**それぞれ算定できます。**

3. 事業所変更の場合の請求

○月途中で変更場合

（変更前の事業所がモニタリング→変更後の事業所が計画作成）

→変更後の事業所の計画作成費のみ請求できます。

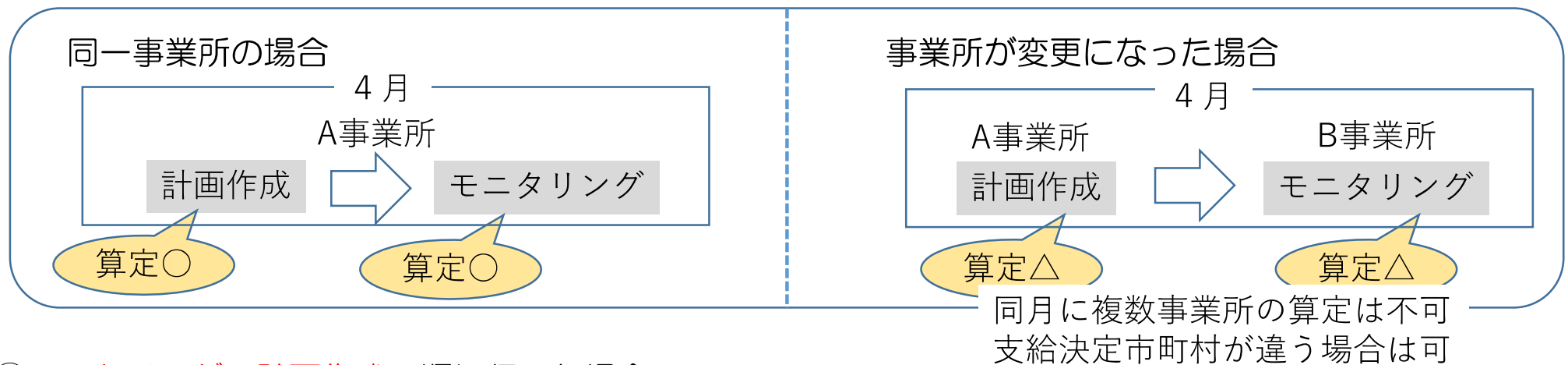
継続サービス利用支援（モニタリング）を行った後に計画相談支援・障害児相談支援（計画作成）を行った場合、計画相談支援費・障害児相談支援費（計画作成費）のみの請求となります。

同月に複数事業所が報酬算定することはできません。

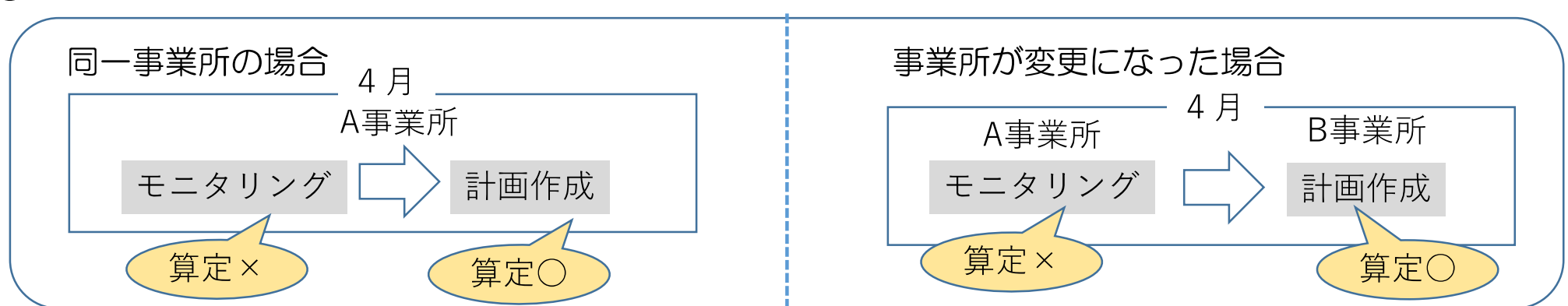
報酬算定の基本（おさらい）

注意：新規契約及び契約終了時は
契約内容報告書を
支給決定市町に提出してください

① 計画作成→モニタリングの順に行った場合



② モニタリング→計画作成の順に行った場合



児→者の場合（おさらい）

○3月まで放課後等デイサービス、4月から生活介護を利用する場合

3月：障害児相談支援で最終月のモニタリングを行う

→継続障害児相談支援利用援助費（モニタリング費）を算定

4月：計画相談支援で計画を作成し、利用者の同意を得る

→サービス利用支援費（計画作成費）を算定

※障害児相談支援と計画相談支援は同月に請求できません。

そのため、計画相談支援で計画を作成し、利用者から同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とする必要があります。

なお、障害児相談支援と計画相談支援を同じ事業所で行う場合も同様です。

4. 初回加算

- ①新規にサービス等利用計画を作成する場合
- ②前6ヶ月間において障害福祉サービス及び地域相談支援の利用が無い場合
- ③契約した日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月を経過する日以降後に月2回以上、利用者の「居宅等に訪問」又は「テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用」し、本人及びその家族に面接をした場合

【 月300単位 + 300単位 × 面接した月数（3カ月を限度とする） 】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
契約			面接	面接		面接	面接	面接	計画案交付→本計画作成

→10月提供分として、4回算定可能

【内訳】（1）新規作成：300単位

（2）月2回以上面接：300単位 × 3回（4・5・7月）

※月数は3が限度なので8・9月分は算定不可

5. 特別地域加算

○対象者かどうかは受給者証に記載があります。

→不明な場合は支給決定市町にお問い合わせください。

○グループホームなどに入所しており、受給者証の住所と違う場合はどうなるのか？

→利用者の居住する（サービス提供を受けている）場所が加算対象地域かどうかで判断します。

※特別地域加算対象地域一覧（福祉サービス）参照
岡山県のホームページに掲載
（介護保険サービスと間違わないように注意を）

6. 業務継続計画未策定減算

(R5年度集団指導資料より抜粋)

○業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組みを行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

→令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算しない。

ただし、計画相談支援等については「非常災害に関する具体的計画」の策定が、求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける

7. 虐待防止の視点

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定める。（基準省令 第19条）

- 一 事業の目的及び運営の方針（第1条、第2条）
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容（第4条）
- 三 営業日及び営業時間（第5条）
- 四 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額（第8条）
- 五 通常の事業の実施地域（第10条）
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6条）
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項（第14条）
- 八 その他運営に関する重要事項（第15条）

7. 虐待防止の視点

虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定（障害児）相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。

具体的には、以下に掲げる事項等を指すものであること。

- ・ ア 虐待の防止に関する**担当者の選定**
- ・ イ **成年後見制度**の利用支援
- ・ ウ **苦情解決体制**の整備
- ・ エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための**研修の実施**
（研修方法や研修計画など）
- ・ オ 基準第28条の2第1項の虐待の防止のための**対策を検討する委員会**（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること

7. 虐待防止の視点

○障害者虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置の障害福祉サービス事業所等について、**虐待防止措置未実施減算**（所定単位数の1％を減算）

→利用者からの相談があった場合も市町村へ相談又は通報をお願いします。